

株式会社 京都銀行

京都市下京区烏丸通松原上る
郵便番号 600-8652

生命保険（特定保険契約）の代理店手数料の開示等について

京都銀行（頭取 土井 伸宏）では、平成 28 年 10 月から、お客様により適切な商品選択を行っていただくことを目的として、「金融商品の勧誘に関する方針」に基づき「保険代理店手数料の開示」および「保険代理店手数料の受領方式の変更」を行いますのでお知らせいたします。

当行では、今後もお客様への情報開示、商品説明を徹底し、お客様のニーズに合った商品・サービスの提案に努めてまいります。

記

1. 保険代理店手数料の開示

当行が保険会社から受領する生命保険（特定保険契約）の代理店手数料について、保険会社各社の同意を前提に開示いたします。

なお、特定保険契約とは、金融商品取引法の行為規制の一部が準用される、市場リスクを有する生命保険商品で、具体的には、変額保険、外貨建保険、市場価格調整機能を有する保険が対象となります。

*代理店手数料は、保険会社から販売代理店である当行に支払われるものであり、お客様から直接いただく費用ではありませんが、当行の販売体制の透明性の向上につながる取り組みとして開示することといたしました。

2. 保険代理店手数料の受領方式の変更

一時払保険の一部商品を対象として、これまで契約時に一括で受け取りしていた代理店手数料を、募集時とアフターフォローのそれぞれのサービスに応じて分割で受け取る体系へ、保険会社の合意を得られた商品から順次変更してまいります。

当行では、資産運用商品の販売にあたり、専門性の高いコンサルティングと丁寧なアフターフォローに努めております。保険商品においても募集時のコンサルティングのみならず、契約期間を通じた情報提供やアフターフォローを行う基本姿勢を反映する体系とすべく、手数料の受領方式を変更することといたしました。

以上